

一九六一年六月二十四日（第九日目）

二出席議員は次の通りである

議席氏名	議席氏名	議席氏名
一番 仲村春正	九番 米須清祐	十八番 富盛信
二番 佐善英彦祐	十番 仲本正重	十九番 宮里敏行
三番 中山勝豊	十一番 花城清善	
四番 守里長朝	十二番 松本利宣	
五番 崎間健一郎	十三番 山本朝徳	
六番 知花正六	十四番 天久盛雄	

三出席議員

十二番 中里幸助

四市町村自治法第六十一条の規定により會議事件説明のため出席したものは次の通りである

村長 仲村春勝 助役 吳屋英徳 収入役 仲村春松

財政課長 富山全喜 経済課長 澤北守一 建設課長 桑江良徳

水道課長 奥里特俊

五本會議の書記は次の通りである

書記長 松川正義 書記 照尾毅 伴依正義

六議事日程は次の通りである

日程第一議案第十ニ号

一九六二年度宜野湾村大入天出予算立案について

七會議の顛末

議長 出席九名議會は成立しますので閉會します

午前十時十五分

本日の會議を閉す
宜野湾村役所

議 長	五番 十四番 十三番 議員出席しました 議案第丁三〇号、九六三年度 宜野湾村入込出予 算の案を上提致します
議 長	書記をして朗読せしむ 後議をお願ひいたします
十五番	前年度の追加更生しつう取終 予算額を してもう一度い
助 役	村税四万四千三百九十九円、交付税一〇万七千七百九十九円 財産収入一〇四十八百八十八円、使用料、手数料 五千九百 六十四円、政府支出金一〇二千八百四十四円、六七款、当 初と同じ繰越金二千四百円、雑収入四万六千九百十 三円の合計 十四万四千四十六円、あります
十番	固定資産税の増加があるか、土地は評価が上つ たのか、亦家屋の収入か
議 長	休憩します、午前十時三十九分 再開します、午前十時四十二分
助 役	家屋は自然増で約一棟となっています 土地は評価は高く、地目変更のためと思ひます
十番	事業税の増について、其の他、税について、廢目に 五百八十餘円の収入があるか
助 役	法人関係と個人と自然増が、キツク出まなかつ たか、其のキツクさ、水たりの増加はなつてあるか
議 長	五百八十餘円の収入は、雑税の費目、控存置で

十番	納税された分でありませ 予算が多くなったので事業税に加算され たと聞きますかどうなですか
助役	自然増加が多くなった関係であります賦課 も法によつてなされておますので加算されていま せん
十七番	固定資産税は年々償却された部分もある と思つますか村税で一万三千七百円も増加して 計上されておるか充分の見透しがありますか
助役	固定資産は法令通り償却されておます 前年分は調定額でありますので心配なつと思 ひます
十九番	予算は前年度の調定額をおき之て計上された 通り事ですか現年度徴収額はどなたか
財政課長	四種目の税で賦課四百五十九百円半に徴収が二万 九千六百円半で四五、三四パーセントになつておます
十三番	不動産取得税はありますか賦課する場合賃貸契約 の金額はやはり評価額を課すのか
助役	不動産の評価額は課す
十番	法人の所得税は去年より減じておるは何か 法人の場合には事業の年度がけつきりつかぬたり たうがありますか前年度は過年度分も入つて おますりて多くなつておますか
助役	たうあります
十七番	税の全般についてありますか中野の市町村は

村長	本利と他市町村と比較した場合どうなつてゐるか 税率は法で定まつてゐるので一致してゐる 後で調査してお答えします
議長	休憩します 午前十一時十分
議員	十一番議員 出席します
議員	再会します 午前十一時十分
十九番	村税の前年度予算が四万四千余円の不動産取得 税を差し引いた四万三千余円を比水に對し徴税 率は現在六のパーセントになつてゐるか九のパーセント 見込まれてゐますか可能であれば前年度ま りも一万三千余円を増して見積もられてゐるか大 丈夫か
財政課長	先にも徴税強化の面では長にも呼びかけてゐます し、六一年度の年度末におおむねの事がおひきかへ 二ヶ月もありますので大丈夫と思ひます
十九番	今までのパーセントを見積もつて課税予算を計 上されてゐますか新年度は九下をを見込まれて おますか又入欠陥はまたさたか
財政課長	固定資産の自然増加が一割とはげしくなると 予想されますので心配はなからず
八番	償却資産の固定資産税が一千四百八十九円ある か何かがあるか家屋の場合には評価委員の評価の ときにづれがあつたと思ひますがなほ左か六二年度 は再評価する様だつてゐるか再評価の価格の計

宜野 滝村役所

財政課長	上されてあるが、亦平均は外れ位が 消却資産かどれくと言えませんか、事業に供する ものかどうでありませう
	固定資産の評価のときに同時にすべきと思ひます が、事業調査のときの価格で評価してあります
	実際調査しましたのは新しい家屋ばかりです 平均はつかいません、例年は二百五十棟から二百六十 棟位でありましたか、今年は一十ニ百棟位になつて います、大ニ年度に再評価するとなつておりますか
十番	特別法人は賦課されておるか 農協だけで賦課されておるか
財政課長	固定資産の税賦課について、西組で調査しました ので、家のいさめを計上した組といた組がありませ うか、調査して計上されておますか
財政課長	知りた部分は計上されておます、調査して計 上するようにはします
十七番	事業税が法人と個人の内訳が出来ますか
財政課長	内訳は説明書にあります
十八番	外人商社は全部含まれておますか 土地の再評価をどうするかありますか、是非 やつてもう一回例へは一キロ線沿りで二十坪全 部同一に評価されたかどうもあつたらうか

十三番	財政課長	十三番	村長	十三番	助役	村長	議長	十三番	財政課長	入番
自有の畑の一部を宅地として家を建てたとき 例へば五六百坪位の畑に五拾坪位宅地として あるとき全部宅地として見るか 一里線沿いや目枝の通りに一部宅地にして あるとき全部宅地として課税するかとの事です か全部宅地として課税して見ます 正分がむつかしいので再評価のとき考慮したいと 思っています	軍用地なりの畑の一部を宅地にしてあるものに 全部宅地として賦課するとはどうかと思つたか 例へば百坪の畑に五十坪の宅地をとる場合目 の裏更さしたう良いと思つた一ヶ月以内に裏更登 記しなければならぬ義務があります その義務については何人でされてあるか 土地登記法にありません	土地借賃や定法の適用を受けると思つて 休憩します 午前十一時四十五分 再向します 午前十一時四十九分	不公平の賦課をしてあると思つた借賃や定法の賦課さ かてあるか其の前に暫定処置として考慮されます か其の意思がありますか	借賃や定法で賦課していません宅地以外は其の 取入によつて賦課して見ます	五段階に分けて課税してあるのは取入ではなくて					

十三番	の評價によつて課されておると思う
賦政課長	収入は譲りてあります
十三番	畑の一部を宅地にしたものか多しと思うが宅地に地目変更した場合は宅地として賦課されても良しとの事か。是正する考へはたしか
村長	畑を宅地として使用してある場合其の境界かはつきりせぬので宅地として課されておると思ふ。地目変更の事は問題ありませんが地主は早く地目変更の登記をしてもらいたいと思ひます
八番	田畑等と地目によつて賦課する事がありますか
村長	宅地台帳には地目別に宅地畑田とありますので宅地はよつておきます
八番	田畑算地目で賦課される事がありますか。借賃は定法の地目変更したければ存うたと思ふ。地目等
議 長	縮む賦課するのはつかつておると思ふか
議 員	休憩します。午前十二時五分
議 員	再開します。午前十二時五分
議 員	午前はこれで終り午後は一時五分から再開します
議 員	休憩します。午前十二時五分
議 員	再開します。午後一時三十分
議 員	嘉敷教校敷地跡の代付可能として計上されておるが現在おまひよか赤井をに入れてから十二軒可能はたつたのか

財政課長	新しく計画した区畫整理によつて可能であり ます十二軒は未契約であります
十番	財産売却代金の項目があるか其つような土地が ありますか
村長	現在はありませんが出る時があると思ひまして費 目存置しておます
八番	財産収入で前原の旧嘉敷校跡は年三千仙で前便 局は一井と其の差が大きいか二井検討された事か ありますか 單用地料でも宜野湾の同じ様な処で七十 五仙の賃貸賃料があるか前原は安すおると思ひ 安いと思ひます。三仙でありますか十五仙に値下げして くれとの陳情があります
財政課長	十二軒貸付け可能があると言はれますが値上げは出 来ないか整理すると利用価値が出ると思ひますか 何年に契約更新されるか
財政課長	区畫整理後の賃貸賃料であります。契約は五ヶ年 となつてみます
八番	現在の学校用地とも関連しますか これを値上げし たう此の命も値上げしますか
村長	五ヶ年契約です。今ま直ぐには無理と思ひます 土地売却代金の事ありますか 今予定はされてないとの 事がありますか 嘉敷校跡は年間二ヶ井の坪数にし て四千八百坪ありますか 此水も有知に使用する意味 で今売り揃つても多額の収入があると思ひますか

村長	そういう事は考慮すべきと思いますが 村有財産の整理については不用の土地は整理し様 と思つておましたか土地の値段が未だ上る見込みが あるとの事でありますので時期が早いと思つます
議長	休憩します 午後一時五十五分 再開します 午後二時三十分
十七番	愛知の胡麻川、志要志、大久保、原にある村有地 はどの様に使用されておますか
財政課長	志要志は農耕の目的で使用されておいて坪一仙の 貸貸料であります。愛知は一件は宅地、一件は 農耕地であります
十七番	現在其の土地を賣りましたら幾何になりますか
財政課長	其の土地の附近に賣買の例がありませんので幾何に なるかわかりません
議長	休憩します 午後二時五十分 再開します 午後二時八十分
八番	屠場使用料について豚が二段に分かれておますか新築 座は三十仙高になつておますか、新築後は屠殺頭数 がふえると思つるかどう思つますか
財政課長	六十年と六十一年の実績を比較しますと非常に差 がありますか、豚価にも関係しますか、び五十頭として 計上しておりますか
八番	新築前も後も各二百五十頭となつておますか、新築後 も此れを計上し、処理出来るかとの事か

<p>既改課長 六年四月現在は三十七百頭屠殺されておますが年度 未まで四千五百頭は屠殺されると思ひます一日十六頭 位になりますか改築後は一日十九頭位になります 改築したければ屠殺の許可出来ないのであります 改築は資金面や其の屠場の広さにも関連しま すか改築しても屠殺の頭数がふえたりと言ふ事は どうかと思ひ、衛生関係で改築したければたふたふと 思ひますか外にも良い屠場があるので村内の業者 でも使用料が高くなるかと外へ行くと思ひますか 三十仙値上げせず五十仙として屠殺頭数をふやした 方が良しと思ひれますか</p>	<p>既改課長 外の屠場に行くものはなりと思ひ、やめる人は屠場も 知れませんか 八番 村の業者が近くに良い施設があり、朝の順番を待つ等 で改築すると思ひ、以前より頭数がふえたりとは 問題がある、大きくする事は収入も増すとす事はし たか七十仙を今までの五十仙にして、両方は収益があか つた方がよいと思ひますか</p>	<p>十七番 使用料について現在の実績はどうか 五月未まで実績と六月の一月分を加えて計 上されておますか</p>	<p>十九番 使用料は屠殺頭数が少ないと思ひますか一日十九 頭のとぎ年五十頭になりますか収束何頭位に まで相成りますか</p>
---	---	--	---

財政課長	大体五十四百頭は可能かあるかと思ひます
十番	屠殺頭数の差は豚価の上下によります 今年は屠場改築するのや其の期間中止せ中は なうなうと思ひますが莫のたゆ却つて少なくなる りませんか
五番	又十年は業者も多し豚価も少なくて屠殺頭数 も多いうですか現在は豚価も高くなつておますり 少なくなるはなりませんか
助役	毎年少く肉の需要はふえて行くと思われ 豚価が上かればそれだけ経済も抑へりか出ますの や少なくなる心配はないと思ひます
議長	休組心します 午後二時三十分 再開します 午後二時四十分
八番	政府補助金で統計保護の補助金かありますか 外に経済関係かたいか
助役	政府の駐在の職員並員が居りますか 政府補助の職員は村の職員の定数に入りますか
十五番	村の職員の定数に入りますか
助役	給子の一部を補助すると言ふ事がありますか
総務課長	旅費等は村がまかなつておますか
八番	対象になうない
総務課長	土木事業補助金で経済局と土木交通はどうなつて おますか
十五番	経済局だけかあります

十五番	助役	十五番 當村かとれりのでりりではたりか 工務交通局は従来やつておません又予算も 通區しておません 普通補助は今年から新しく もうけられました
十五番	事務課長	任氏登録の補助がないかこれはその仕事が終わつた のでですか 事務の格がうしまして、政府では立法して去年の 四月から施行されておますか其の段階では補助し なければならぬといふ事でありませうか此れは当然 行政事務でありますので市町村の負担をやるべ きものと成つておます
十九番	総務課長	九款の繰替金戻入について説明してもうりた 行路病死人のときは身替かやかつたときは政府が 戻し入れすることかおます
十八番	助役	生活保護費のとき行政又置して立替したとき政 府より戻し入れします
十三番	助役	災害救助の場合には大きい災害で政府資金で 不足の場合、市町村が立替えたときに政府が繰 り入れます
八番	八番	四項三目の延滞金は今までの実績であります 收入印紙の取扱ひについては此の項では取扱ひ出ま ないか
助役	助役	法的の裏付けがないから出来ないと思ふ
命番	命番	失業保険料金が労務者から徴収したときは

